

○役員に対する報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人活水学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第32条の規定に基づき、役員への報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事又は監事として勤務することが常態である者をいう。なお、活水学院寄附行為第5条第1項第1号～第5号の理事は、常勤の役員とみなす。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員への報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わない。この役員への報酬等には、活水学院給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、活水学院寄附行為第5条第1項第1号～第5号の理事には、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬及び退職慰労金の額は別表3に定める額とする。
 - 3 役員が理事会、評議員会など特に業務を委託され会議に出席する場合は、別表4に定める交通費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
 - (2) 退職慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退職した後、翌月末以内
- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むものとする。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、別に定める活水学院旅費支給内規及び活水学院海外出張旅費支給内規に基づいて旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び第2、第4の土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 計算金額に1円未満の端数が生じたときは四捨五入する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員の意見を聴いた上で、理事会で決定する。

附 則 1

1 この規程は、2020年(令和2年)4月1日より施行する。

2 退職慰労金については、2020年(令和2年)4月1日以降に就任した役員から適用する。

2020年(令和2年)4月1日以降に重任した役員については、重任前の期間に対応する退職慰労金は改定前の規定に基づき計算し、重任後の期間に対応する退職慰労金は改定後の規定に基づき計算する。

附 則 2

1 この規程は、2022年(令和4年)2月1日より施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役 職 名	報 酬 額	備 考
理事長	月額 責任報酬と執務報酬の合計額 責任報酬 100,000 円 執務報酬 120,000 円 ～ 300,000 円	執務報酬は週の執務に応じ、次の算式で算出される金額とする。 $(10,000 \times A + 15,000 \times B) \times 4$ A: 半日執務日数 B: 終日執務日数
理事長以外の常勤役員	月額 執務報酬のみ 執務報酬 120,000 円 ～ 300,000 円	
※1 常勤役員とは、原則として週3日以上執務する者		

別表2 常勤役員の退職慰労金

役 職 名	計 算 方 法
理事長	報酬月額×任期数（1期4年として計算）
常勤理事・監事	報酬月額×任期数（1期4年として計算）
<p>※1 任期途中で就任、退任及び辞任は、年割として計算する。ただし、年途中については1年間在任したものとして計算する。</p> <p>※2 任期途中で役職が変更した場合、各役職での在任年数に分けて計算する。また、在任年数が1年未満の場合は、1年間在任したものと取扱う。</p>	

別表3 非常勤役員の報酬、退職慰労金

役 職 名	報酬額及び退職慰労金
理事長	月額 100,000 円+日額（下記の理事の計算による）
	退職慰労金 10 万円×任期数（1期4年として計算）
理事長を除く 理事	理事会、評議員会への出席 日額 10,000 円（半日の会議への出席） 日額 15,000 円（午前と午後の会議への出席） ただし、理事会、評議員会以外の会議への出席の場合は、上記日額より、5,000 円を減ずる。
	退職慰労金 4 万円×任期数（1期4年として計算）
	監事
監事	理事会、評議員会への出席 日額 10,000 円（半日の会議への出席） 日額 15,000 円（午前と午後の会議への出席） ただし、理事会、評議員会以外の会議への出席の場合は、上記日額より、5,000 円を減ずる。
	日額 20,000 円（監査会）
	退職慰労金 4 万円×任期数（1期4年として計算）
	※1 退職慰労金について、任期途中で退任及び辞任は年割として計算する。ただし、年途中については1年間在任したものとして計算する。

別表4 役員の交通費

役 職 名	交 通 費
常勤理事・監事	活水学院旅費支給内規を準用 長崎県外からの場合、航空チケット、宿泊費等実費精算
非常勤理事・監事	活水学院旅費支給内規を準用 長崎県外からの場合、航空チケット、宿泊費等実費精算 長崎市内からは日額 1,000 円 長崎市近郊からは日額 2,000 円